

業 務 説 明 書

令和 8 年度 馬見丘陵公園菖蒲園管理業務委託
(馬見丘陵公園にぎわいマネジメント事業)

令和 8 年 2 月

奈良県中和公園事務所

1. 業務の目的

当公園の菖蒲園は、3,000 m²の敷地に約 100 品種 3 万本が群生し、開花期には毎年多数の来園者が鑑賞に訪れている。

本業務は、これらのことを踏まえ、菖蒲園の除草、施肥、病虫害防除、花殻摘み、株分け等を適時行い、鑑賞価値の高い良好な生育状態に維持管理することを目的とする。

2. 業務の実施場所

① 北葛城郡広陵町寺戸(県営馬見丘陵公園菖蒲園)※別紙「位置図」を参照のこと

② 菖蒲園概要:

全体面積:約 3,000 m²、植栽面積:1,000 m²(株分け対象面積:340 m²)、丸鉢 25 鉢

花 菖 蒲:約 100 品種 18,000 株(花茎約 3 万本)

その他、菖蒲園内の植栽

・芝地・草地(637 m²)

・低木(アジサイ 6 m²、キンシバイ 61 m²、シモツケ 57 m²、クチナシ 3 m²、コクチナシ 3 m²)

・地被類(オロシマチク 3 m²、オカメザサ 6 m²、ヘメロカリス 16 m²、マツバギク 11 m²)

・ノウゼンカズラ棚、ヤマボウシ・イロハモミジ等の高木

3. 履行期間

本業務にかかる履行期間は、契約日から令和 9 年 3 月 19 日(金)までとする。

4. 管理計画

花菖蒲の開花期を 5 月下旬～6 月下旬、株分けを 7 月とし、翌年 3 月までの菖蒲園全体の年間管理計画を立て、業務実施計画書として提出すること。

5. 業務の内容

5-1. 除草

人力除草を年間、計 6 回行う。9 月までの間で 5 回行い、6 回目を萌芽期にあたる 2 月末から 3 月中旬に行う。除草の際には、花菖蒲を傷つけないように十分注意しながら、根から抜き取ること。

5-2. 施肥

5-2-1. 追肥(有機肥料+複合肥料)

植物性有機肥料(綿実油粕)及び動物性有機肥料(骨粉肥料)、複合肥料(8-8-8)を同量ずつ混合したもの(1:1:1)を、気温が下がってきた9月上旬から10月下旬に計 3 回、1回あたり 120g/m²を施用する。

・1 回あたりの使用量の目安

綿実油粕 40g/m² = 40kg/1,000m²

骨粉肥料 40g/m² = 40kg/1,000m²

複合肥料 40g/m² = 40kg/1,000m²

5-2-2. 芽出し肥(複合肥料)

芽出し肥として、複合肥料(8-8-8) 40g/m² を2月末から3月中旬に1回施用する。

- ・1回あたりの使用量の目安

複合肥料 40g/m² = 40kg/1,000m²

5-3. 病虫害防除

花菖蒲は病気や害虫に弱いことから、防除においては、その予防とともに、初期発見と迅速な対応・処置が重要であることを意識して臨むこと。

5-3-1. 薬剤散布(粒状殺虫剤)

殺虫剤を、害虫の発生状況に応じ、業務開始から9月末までの間で計3回散布する。

- ・1回あたりの使用量の目安

殺虫剤(アルバリン粒剤、オルトラン粒剤 等) 9kg/10a = 9kg/1,000m²

5-3-2. 薬剤散布(液剤)

殺虫剤と殺菌剤を混合し、業務開始から9月末までの間で計8回散布する。液剤の散布は、花や葉が汚れるのを防ぐため、開花の最盛期には控えること。1回の散布量は500L以上とする。

- ・1回あたりの使用量の目安

殺虫剤(スミチオン、アフーム 等) 500mL×1,000倍希釈= 500L(/1,000m²)

殺菌剤(オーソサイド、トップジンM 等) 500g×1,000倍希釈= 500L(/1,000m²)

展着剤(ネオエステリン 等) 50mL×10,000倍希釈=500L(/1,000m²)

5-3-3. 薬剤散布(粒剤、リゾクトニア性立ち枯れ病)

花菖蒲の立ち枯れ病に対応した殺菌剤を、春先と気温の下がる10月、地温の高くなる2月末～3月上旬の計3回散布する。薬剤は株元に直接散布し、薬剤効果を高めるためにあらかじめ除草を行っておくこと。

- ・1回あたりの使用量の目安

殺菌剤1(ユニフォーム粒剤・同等品以上) 18kg/10a = 18kg/1,000m²

殺菌剤2(リゾレックス粉剤・同等品以上) 30kg/10a = 30kg/1,000m²

5-3-4. 薬剤散布(土壌灌注、リゾクトニア性立ち枯れ病)

花菖蒲の立ち枯れ病に対応した殺菌剤を、3月上旬～中旬に1回、土壌灌注する。

- ・1回あたりの使用量の目安

殺菌剤(リゾレックス水和剤・同等品以上) 6kg×500倍希釈=3,000L(/1,000m²)

5-3-5. 薬剤散布においては以下の点について注意すること。

- ① 散布は無風又は風が弱いときなど、周囲に影響が少ない天候の日とし、時間帯は緊急時を除き駐車場の開放前及び閉鎖後に行うこと。作業者が、薬剤を吸引することがないようにマスクや眼鏡を着用し、風向きなどに注意して実施すること。
- ② 使用薬剤の選定にあたっては、薬剤耐性を生じさせないようにするため、同じ薬剤(同じ系統の薬剤)を続けて使用せず、ローテーションを組むようにすること。
- ③ 散布濃度等についてはラベル等の注意事項に従って散布すること。
- ④ 散布量については、細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布すること。特に、ダニ類の発生に関しては葉裏にも丁寧に散布すること。
- ⑤ 散布に際しては、隣接家屋、住民、来園者および池に飛散しないように最大限配慮するものとする。また、石張り等の舗装材や水飲み等の構造物を汚さないように保護すること。
- ⑥ 実施に際しては、コーン等を散布範囲がわかるように設置すること。

5-4. 花殻摘み(花茎除去)

5月下旬から6月下旬の開花期において実施すること。

花茎を切除する時期については、結実すると株のエネルギーを多量に消費するため、花が咲き終わった後すぐ、結実しないうちに花茎を切除すること。この際に、葉や根を傷付けないように十分注意して実施すること。

5-5. 品種名看板

5月上旬に設置し、7月中旬には撤去すること。看板の保存場所については監督職員と協議して決めるものとする。

5-6. 株分け

花菖蒲の原種であるノハナショウブは、自然状態では種子により世代交代しながら分布域を広げているとされ、この性質を受け継ぎ、また鑑賞面を重視した品種改良を長年にわたって繰り返してきた花菖蒲は、放任栽培では毎年良い花を楽しめなくなっている。

このため、定期的に株分けを行い、株を若返らせることが必要であり、当公園の菖蒲園では、毎年、全体の約3分の1にあたる面積(約340m²)について株分けを実施し、3年単位で全ての株分けを行えるように計画している。

5-6-1. 実施時期

株分けを行う時期は、一般の植物では開花の直後が適しているとされる。しかし、開花時期が5月下旬から6月末まで続く花菖蒲においては、この最適期は、夏に向けて暑さの厳しくなる時期でもあり、株分けの作業が遅れた場合、暑さによる株の痛みが出やすくなる。この点に配慮し、作業の実施時期については、監督職員と十分に協議すること。

5-6-2. 対象品種及び数量

株分けを行う品種の選定にあたっては、植え付け後3年目の品種(3年生品種)を中心に6,000株とするが、各品種の生育状況等に鑑みて、株数を品種間で調整し、監督職員と協議すること。

5-6-3. 作業手順

- ① 株を圃場から掘り取った後、乾燥などを防ぐため速やかに株分け作業を行うこと。この際、作業をしやすくするため葉長の約半分を切り取る。
- ② その後、1株ずつにていねいにハサミ等で切り分ける。この時、植え付け後の活着を良くするため、長く伸びた根は切らないようにし、根茎のみを切り分け、株を引き裂くようにして分けること。また、花茎や古い根は不要なので取り除くこと。
- ③ 定植する際には、花菖蒲は深植えを嫌うため、倒れない程度に浅く植え付けるようにすること。
- ④ 植付け密度については、5株(5ポット)を円形にひとまとめにして植え付け、これを1m²あたり3~4個(15株~20株)程度を目安とする。
- ⑤ 株分けの際に予備苗として、植え替え品種毎に20%程度の数量を目安にポット苗を作ること。
- ⑥ 圃場に植え付けるまでの期間、ポット苗を養生管理すること。

5-7. 客土

当公園の菖蒲園は限られた圃場内で花菖蒲の栽培をしているため、連作障害が懸念される。これを防ぐため、株分けに際し、用土の入れ替え(客土)を実施するとともに、圃場に良質な腐植を混合するようにする。

5-7-1. 作業内容

- ① 圃場用土の入れ替え(客土)は、表層の厚さ25cmに相当する土量とし、今年度に株分けを行う品種の植栽地(計340m²)について実施する。客土に使用する田土は、北エリアバックヤードから搬入するものとする。
客土量:0.25m*340m²=85m³
- ② 田土には土壌改良剤として、体積比で無調整ピートモスが15%、真珠岩系パーライト(ネニサンソ1号同等品以上)が10%となるように事前に混合すること(体積比として田土:ピートモス:パーライト=75:15:10)。また、酸度調整のため、粒状苦土石灰を3kg/m³を目安に混合すること。なお、搬出土の搬出先については監督職員と協議を行い、適切に保管すること。

5-8. 鉢植え管理

花菖蒲の鉢植え(丸鉢25鉢)について、イベント時に鑑賞価値の高い良好な生育状態に維持管理すること。

5-9. 菖蒲園内のその他植栽管理

作業にあたっては後述するイベント日程を考慮することとし、委託期間全体を通じて良好な状態を維持すること。

5-9-1. 芝生・草地管理(計3回)

- ① 作業前の障害物の除去、刈草、集草、園内処分地までの運搬までを行う。
- ② 芝生・草地の刈込高について、1回目の作業時は特に低く刈り込む。その後、生長量に合わせて徐々に高くしていき、約2～3cmの刈り込み高を保つようにすること。クローバー等の芝生内の雑草類について、刈り残しがないよう特に丁寧に除去すること。
- ③ 園路際や樹木の根際、柵等の構造物のまわり、花壇の周囲は、草花や施設を損傷させないように十分に注意を払い、肩掛式による草刈りや、手刈りを組み合わせて実施すること。
- ④ 菖蒲園内にはスマレ(階段の箇所)等の草花を植栽している箇所があるため、作業にあたっては、現地の状況を確認し、不明な場合は事前に監督職員に申し出ること。
- ⑤ 肩掛け式草刈り機を使用する場合は別紙「特記仕様書・安全管理について」を遵守すること。

5-9-2. 剪定

原則として、花後に剪定を行う。また、公園内の植栽として、クチナシ等は丸みを帯びた仕立てにするとともに、腰の高さを目安に剪定すること。種類によっては枝が混んできた場合は、3-5年を目処に古枝を地際で切り詰め、樹姿を整え、新梢が出るように促すこと。

- ① アジサイは、機械剪定をせずに、ハサミ等を用いて、開花期終了直後に花から2節下で切除するとともに、古枝や枯死枝等を間引くように剪定する。アジサイ類は、開花期終了後、時間が経ってから強い切り詰めをしたり、落葉後に枝を切り詰めたりすると、花芽を切り落とす原因となるので避けること。
- ② キンシバイ、シモツケは、開花期終了直後に行うが、毎年行う必要はないため、必要に応じて監督職員と協議すること。
- ③ クチナシは、開花期終了直後に行うが、徒長枝がある場合は、開花前に切除しておくこと。
- ④ オロシマチク、オカメザサは約4～5cmの刈り込み高を保つよう冬期から初春に剪定すること。
- ⑤ ノウゼンカズラ棚は、冬期に樹形を整える剪定を行うこと。
- ⑥ 植栽内に侵入したササ類や幼木、ツタ類は、低木の生育を妨げ、景観上も悪いため、剪定時に除去すること。
- ⑦ 菖蒲園池内の溝を適宜清掃すること。

5-9-3. 施肥

- ① 低木施肥は、1本立ちおよび小規模な寄植えの場合は輪肥(わごえ)または壺肥とする。葉張り外周円の地上投影部に深さ30cm程度の溝を掘る、もしくは葉張り外周円の地上投影部に深さ30cm程度の穴を2～4箇所掘り、以下の施肥をしてから埋め戻す。

② 群植や大規模な寄植えの場合は、植込み地内に以下の施肥量を均一に散布すること。その際、新芽にかからないように注意すること。

・綿実油粕 50g/m²、粒状固形化成肥料（ちから3号又は同等品以上）50g/m²

③ 生垣施肥は、葉張り外周線下に深さ20cm程度の溝を掘り、油粕（綿実）50g/m、固形肥料（ちから3号又は同等品以上）50g/mを埋め込むこと（1本/mで計算）。

6. 打合せ協議

本業務にかかる打合せ協議は、業務着手時ならびに業務執行上必要な時期に必ず実施し、打合せ協議記録簿を受託者において必ず作成すること。

7. 業務報告書の提出

本業務における報告書の内容は次に示すものとし、契約期間内に提出すること。各報告書の様式および報告項目等の詳細については監督職員と協議すること。

(1) 植物管理業務報告書 A4版

① 日別植物管理業務報告書

日報（作業当日もしくは翌日午前10時までに、監督員へ報告すること）

② 総括植物管理業務報告書

業務内容、業務実施状況写真、生育結果等をまとめたもの

8. 本業務の実施にあたっては「土木工事共通仕様書（案）〔平成31年4月〕（以下「共通仕様書」という。）、土木工事施工管理基準〔平成31年4月〕、土木請負工事必携〔平成31年4月〕」によるものとする。

9. 剪定がらの処分

剪定・除草がら等（植物残渣）の処分については、可能な限りチップにするなど、細断した上で公園内の指定の場所に敷き均すこと。用いる機械の種類等については事前に監督職員と相談すること。公園内の処分場所においては、別紙「倉塚古墳南の植物残渣集積所の運用について」を遵守すること。

特に、集積所の入口付近には置かず、集積所の奥まで運搬することとし、何らかの理由で奥まで搬入できない場合は、一旦作業を中断し、監督職員の指示を仰ぐこと。また、作業開始前には、集積所の空き状況を確認してから、搬入作業を開始すること。

10. 安全管理

10-1. 作業にあたっては来園者に対する安全確保に十分注意すること。肩掛け式草刈り機を使用する場合は別紙「特記仕様書・安全管理について」を遵守すること。

10-2. 公園内を作業車両で通行する場合には、別紙「作業車両園内通行許可申請書」を提出した上で、「公園内通行許可証」を車両のフロントガラス等のわかりやすい場所に掲示すること。また、来園者がいない場合であっても徐行（時速 10km 以下）とし、来園者とのすれ違いは最徐行もしくは停止すること。特に、クラクションを鳴らすことを含め、来園者に恐怖心を起こさせないよう十分注意すること。

なお、作業車両の公園内への乗り入れは極力少ない台数とすること。

10-3. 来園者に応対する場合は、丁寧な言葉遣い・態度で接するよう心掛け、万一、来園者とトラブルが発生した場合には、速やかに監督職員まで連絡すること。

11. 現場技術員の通知

本業務には、建設コンサルタント等に委託した現場技術員を配置する。

受注者は、①契約金額の変更を伴う事項、②工事関係事故、③地元からの苦情や要望が発生した際は、現場技術員だけでなく監督職員の同席を求めた上で、遅滞なく報告しなければならない。

12. 受注者等相互協力

植栽管理業務など同時期に作業を行う各受注者や管理員と連絡・調整を密に行い、相互に協力するとともに、工程や来園者対応などについて協力体制を確立すること。

13. 各種調査への協力

各種調査に協力すること。

14. 標示板の設置

受注者は、道路工事でない場合においても土木請負工事必携〔平成 31 年 4 月〕「11.道路工事現場における標示施設等の設置基準」に準じ、県民にわかりやすい標示板を設置するものとする。

標示板に記載する工事種別及び工事内容は別紙「標示板の参考様式」のとおりとする。

15. 下請人の県内建設業の優先選定

受注者は下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するように努めるものとする。

16. 環境対策

工事箇所における騒音規制や振動規制に関する法律、条例及び規制等に則り適切に作業を行うこと。

(低騒音型の使用)

- ① 本工事の施工にあたっては「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年度建設省告示第 1536 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。
- ② 上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の（新基準'97 ラベル）が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、（旧基準'89 ラベル）の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、新基準'97 ラベルに貼替えを行うこと。
- ③ なお、施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出するものとする。

17. 過積載の防止

受注者は、本委託を実施するにあたり、過積載等の防止のため、共通仕様書記載事項及び次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のある事業者がダンプトラック等の過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する処置を講じること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たって、下請業者及び骨材業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法」（昭和 42 年 8 月 2 日法律第 131 号）の目的にかんがみ、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進すること。
- (7) 車両重量 8 t 以上または最大積載量 5 t 以上のダンプトラック等（以下「大型ダンプトラック」という。）を使用して土砂等を現場外へ搬出する場合、請負者は適正に点検整備された「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計の技術上の基準に定める省令」に基づく技術基準に適合する自重計を有する車両の使用を徹底すること。
- (8) 受注者は、大型ダンプトラックに備え付けの自動車検査証及び自重計技術基準適合証の有効期限を確認し、その複写を整理保管し、監督職員からの請求があった場合には、

直ちに提示すること。

- (9) (1)～(8)について、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。
- (10) 土砂等の運搬計画、積載量の管理・点検方法、積載量監視責任者の職氏名、工事関係者への過積載防止の周知・啓蒙活動、その他過積載の防止対策に関する事項について施工計画書に記載すること。

18. 工事関係書類の事前協議

受注者は、工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」を工事関係書類一覧表により発注者と協議を行うこと。

なお、工事関係書類一覧表は技術管理課HPからダウンロードできる。

19. 主任技術者の資格

主任技術者は、1級若しくは2級造園施工管理技士の資格を有する者、又は造園技術者として造園工事に10年以上従事した経験のある者とする。

20. その他

- (1) 本業務は他の工事・業務等との同時作業となるため、十分調整を行いながら実施に当たること。
- (2) 公園内作業であるため、安全管理及び騒音対策について十分注意を払うこと。
- (3) 作業員の休憩時に喫煙する場合は、公園内の喫煙所を使用すること。
- (4) 監督職員に協力を求められた場合には、公園のイベント実施において協力すること。
- (5) 令和8年度のイベント開催は下記を予定しており、イベント期間中は、来園者の安全を確保できないと判断されるため、原則として作業できないこととする。
 - ① はるいろマルシェ in 馬見チューリップ (4月上旬)
 - ② にぎわいマルシェ in 馬見花菖蒲 (6月上旬)
 - ③ あおぞらマルシェ in 馬見ひまわり (8月上旬)
 - ④ あきいろマルシェ in 馬見フラワーフェスタ (10月中旬)
 - ⑤ きらめきマルシェ in 馬見クリスマス (12月下旬)
- (6) 園内に存在する橋梁については、歩行者が通行することを想定した構造となっており、車両の重量に耐える構造となっていないため、原則として、工事用車両は園内橋梁を通行してはならない。施工計画に工事用車両の種別、通行経路、園路・橋梁の保護、養生計画を記載し、事前に監督職員の承認を得るものとする。

21. 疑義の処置

仕様書に明記されていない事項については、監督職員と協議のうえ、その指示に従わなければならない。

以上

令和8年度 馬見丘陵公園菖蒲園管理業務委託 管理スケジュールの目安

管理作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	管理作業内容の目安	備考	
生育サイクルの考え方	茎葉伸長期		開花期	株分け・活着期	夏季休眠期	栄養充実期			冬季休眠期			萌芽期			
生育管理	除草	■										■		人力除草を4月～9月に5回、2月末～3月中旬に1回(計6回)	
	追肥					■							気温が下がってきた9月上旬～10月下旬に、植物性及び動物性有機肥料、複合肥料を同量混合し(1:1:1)、1回あたり120g/m2を施用(計3回)		
	芽出し肥										■		複合肥料40g/m2を、萌芽期(2月末～3月中旬)に施用(1回)		
	薬剤散布(粒剤)	■	■				■						粒状殺虫剤を、発生状況に応じ、4月～9月に散布(計3回)		
	薬剤散布(液剤)	■			■								殺虫剤+殺菌剤を混合し、生育期にあたる4月～9月(開花期を除く)に散布(計8回)		
	薬剤散布(粒剤)	■						■				■	リゾクトニア性立ち枯れ病対策として、殺菌剤を春先と気温の下がる10月、地温の高くなる2月末～3月上旬に散布(計3回)		
	薬剤散布(土壌灌注)											■	リゾクトニア性立ち枯れ病対策として、殺菌剤を3月上旬～中旬に土壌灌注(1回)		
	開花期			■										6月上旬に「にぎわいマルシェin馬見花菖蒲」を開催予定	
	花殻摘み		■											開花期(5月下旬～6月下旬)	
株分け	掘り取り				■								6,000株(3年生品種、全体の1/3を目安)		
	株分け				■								6,000株(掘り取り数量と同数)		
	客土					■							340m2×0.25m=85m3 (田土75%、酸度調整済みピートモス15%、真珠岩系パーライト(ネニサンソ1号同等品以上)10%)		
	ポット養生・植付け					■							6,000株(掘り取り数量と同数)+予備ポット苗1200株(各品種2割程度を目安)		
その他		■		■		■			■			芝刈・草刈:3回 低木、地被類、ノウゼンカズラ棚、生垣:剪定1回 低木、地被類、生垣:施肥1回			

1. 公園内を作業車両で通行する場合には、別紙「作業車両園内通行許可申請書」を提出したうえで、注意事項を遵守すること

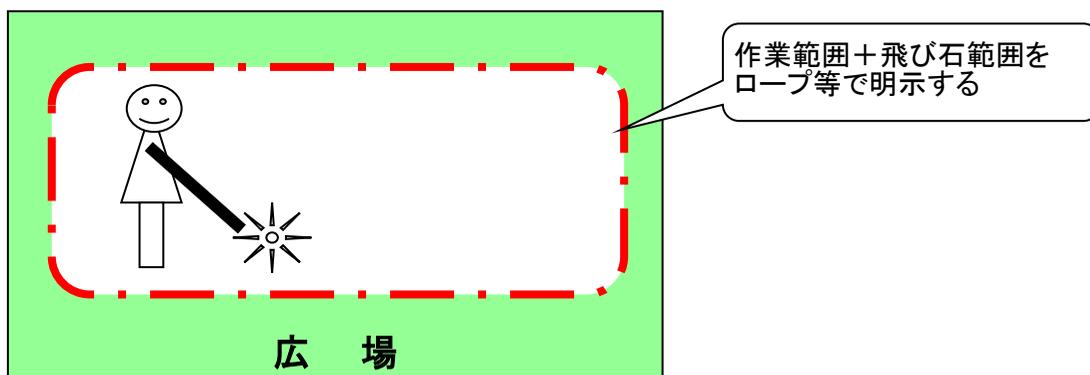
- 公園内は来園者がいなくても徐行（時速10km以下）し、来園者とすれ違う場合は、最徐行もしくは一旦停止すること
- クラクションを鳴らすことを含め、恐怖心を起こさせないこと。進路を変える場合は、方向指示器を確実に作動させること

2. 肩掛け式草刈り機を使用する場合は下記を遵守すること

- 来園者が不用意に作業場所に近づかないよう、トラロープ等で作業範囲を明示し、注意喚起をすること
- 来園者が近づくとなど、安全管理に支障が生じた場合には、ただちに作業を中止し、安全を確保したうえで作業を再開すること

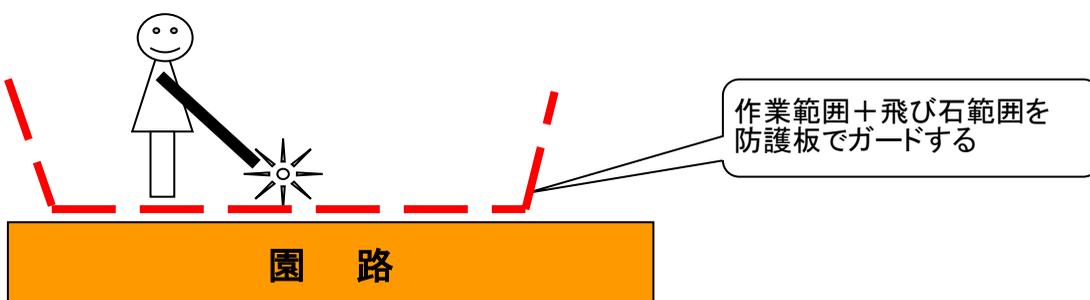
《広場作業》

- ① 作業範囲及び飛び石範囲をトラロープ等で囲うこと
 - ② バリケード等に「草刈り作業中」の注意看板を設置すること
- ※来園者にはイヤフォンを使用していたり、耳の不自由な方がいることに留意すること



《園路沿い作業》

- ① 園路沿いの作業時には、飛び石による事故を防ぐため防護板でガードすること
- ② バリケード等に「草刈り作業中」の注意看板を設置すること
- ③ 迂回路がある場合は誘導看板を設置すること（むやみに通行止めにししないこと）

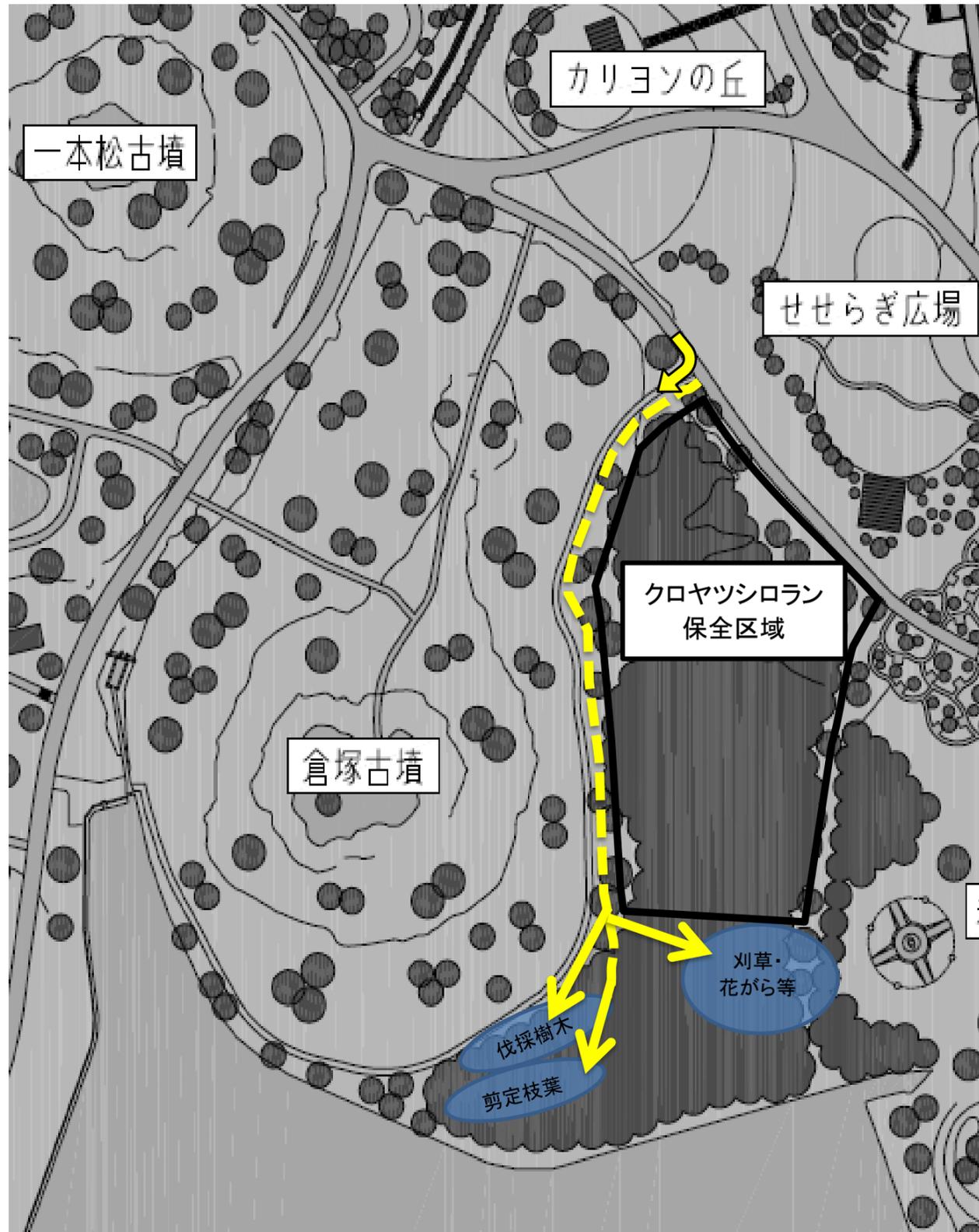


草刈り作業中

ご迷惑をおかけします

倉塚古墳南の植物残渣集積所の運用について

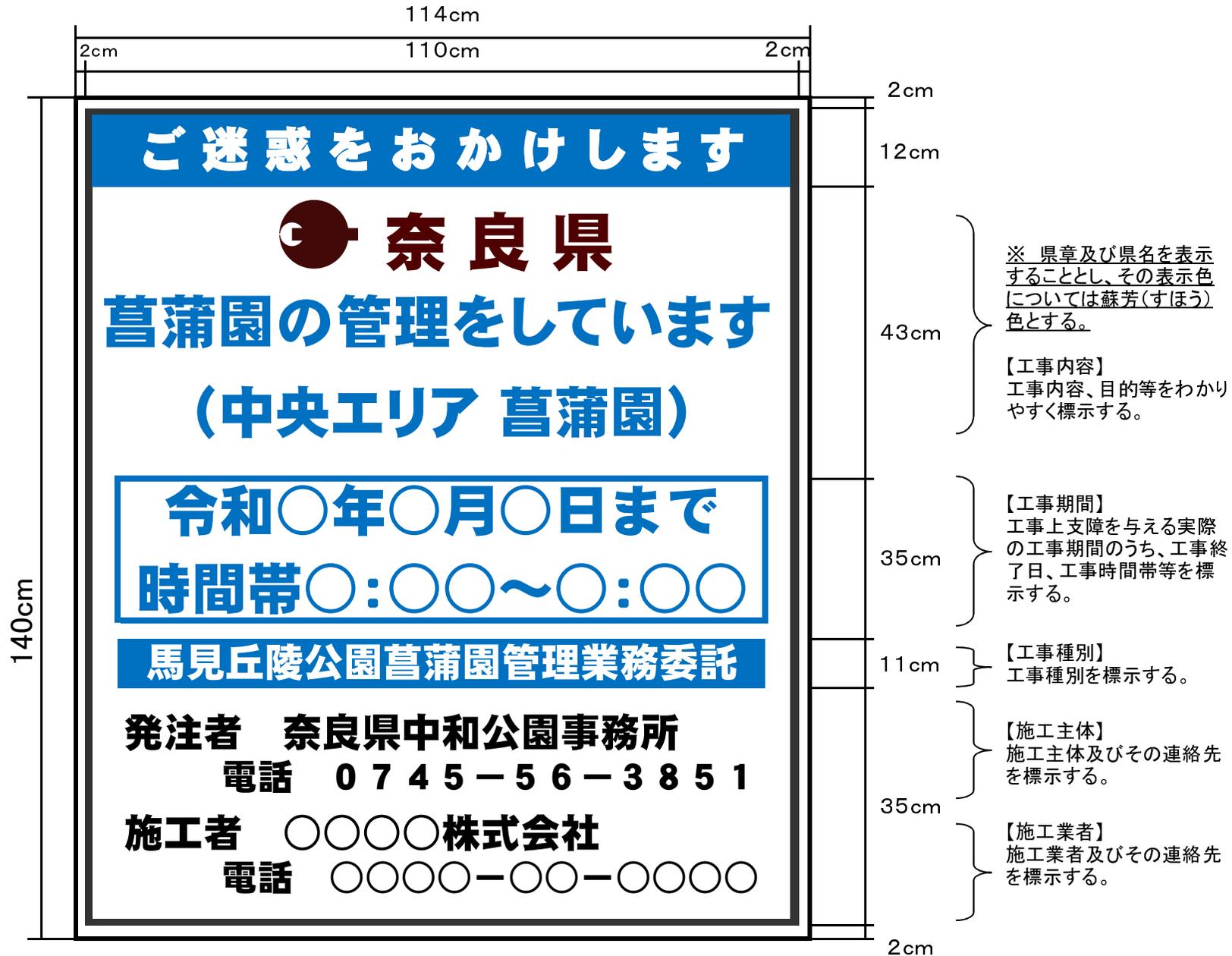
別紙



1. 刈草や剪定枝等の植物残渣は、入口付近には置かず、集積所の奥まで運搬すること。また、何らかの理由で奥まで搬入できない場合は、一旦作業を中断し、監督職員の指示を仰ぐこと。
2. 搬入にあたり、剪定枝等のチップ化を指定しているものはチップ化すること。

標示板の参考様式

様式1



※ 今回の改正で追加した箇所を下線で示す。

作業車両園内通行許可申請書

令和 年 月 日

奈良県中和公園事務所長 様

申請者 会社名 _____
代表者 _____ 印
住 所 _____
連絡先 _____
緊急連絡先 _____

下記の注意事項を厳守したうえで、以下のとおり申請します。

記

園内通行目的	
工 期	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
工事場所 (エリア・箇所名)	
主な作業内容	
作 業 時 間	: ~ :
使用する車種 (普通車、軽自動車等)	車両ナンバー (奈良〇〇〇 あ〇〇〇〇)

通行許可車両証貸出

枚数	管理No	貸出日	貸出 確認者	返却日	返却 確認者
枚	No.	/		/	

注意事項

- 作業中は、来園者の安全に特段の注意・配慮をすること (看板、バリケード、誘導員の配置等)
- 来園者がいなくても徐行 (時速10km以下) し、すれ違う場合は最徐行もしくは一旦停止すること
- クラクションを鳴らすことを含め、来園者に恐怖心を起こさせないこと
進路を変える場合は、方向指示器を確実に作動させること
- 作業車両の見やすい場所に、交付する「公園内通行許可証」を掲示すること
- その他の許可条件

--

別紙

業務名 令和8年度 馬見丘陵公園菖蒲園管理業務委託
(馬見丘陵公園にぎわいマネジメント事業)

実施場所 北葛城郡広陵町寺戸(県営馬見丘陵公園菖蒲園)

